

# いじめ対策の「い・ろ・は」12号

令和7年12月発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

## いじめに対して平時からの備えができていますか？

### ★令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より★

年度	認知件数	いじめの 解消率 (%)		1,000人当たりの 件数	
		岡山県	岡山県 全国	岡山県	全国
令和4年度	6,723	66.0	77.1	32.9	53.3
令和5年度	8,262	66.4	77.5	40.9	57.9
令和6年度	10,094	64.9	76.1	50.5	61.3

+1,832件

〈国公私立、小・中・高・特 計 滞岡山市含む〉

「いじめ」はどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる問題です。「いじめを認知している」ということは、いじめの発見や解消に向けて真剣に向き合っている証です。国は、いじめの認知件数の多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価するとしています。

#### 岡山県の認知件数について

認知件数については、大きく増加（前年度比1,832件増）しており、教職員が重大化や深刻化を防ぐため、積極的に認知し、早期に対応しようと、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、法の定義に照らし合わせながら、子どもたちの日常の様子を丁寧に観察し続けているものであると考えます。また、1人1台端末等を活用したアンケートの実施など、子どもたちが教職員に悩みを伝える機会が増えたり、教職員から声をかけたりするなど、教職員が気付く機会が増えたことも影響していると考えられます。

#### 岡山県の解消率について

解消率については微減となっていますが、丁寧に見守りをして安易に解消としてない対応の結果でもあると考えます。SNS等のネット上でのいじめなど、見えづらい事案が増加していることにより、そのいじめの状況も明確になりにくく、解消に向けての支援や指導が長期化しているケースもあります。いずれにしても、長期化することによって重大化・深刻化しないよう組織的に対応しながら被害児童生徒の気持ちに寄り添い、年度を越えても確実に解消していくことが必要になります。

### ★「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

#### チェックリストの活用について★

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（令和6年8月）をうけ、各学校においては、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進めることができます。チェックがつかない項目に対しては、学校としての課題であり、改善していくなければなりません。今回はリストのいくつかの項目に注目したいと思います。

対応のポイント等をおさえてある  
最新の留意事項集もぜひ  
確認しましょう！



いじめの重大化を

防ぐための留意事項集

#### ●学校における平時からの備え（p 6～7参照）

チェックポイント	△
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定期会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中での作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>



Q:なぜ、学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明しないといけないの？

A:直接学校の基本方針を説明することで、いじめに対するそれぞれの認識のずれを無くし、学校のいじめ対策に対する積極的な姿勢を分かりやすい形で示すことができ安心感を与えます。家庭、地域に対し共通理解を図ることは、学校との信頼関係を築き、協力体制を整えることにつながります。



Q:なぜ、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校から警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知しないといけないの？

## いじめ防止対策推進法に基づく対応

A:あらかじめ周知しておくことで、学校の対応方針が明確になり、事実を隠さず適切に対処する学校の姿勢を示すことになります。また、いじめ行為の抑止効果を高め、いざという時の警察との連携もスムーズに行うことができます。



Q:記録のために統一のフォーマットの作成等、文書管理の仕組みを整えたほうがいいの？

A:統一のフォーマットを作成することで、情報の整理、共有、引き継ぎの効率化につながります。書き手によるばらつきを減らし、校内での情報共有や関係機関と連携する際に信頼できる一貫した記録になります。また、重大事態になった際には、過去の記録にさかのぼって確認していく必要があります。記録を適切に管理することで、そうした場合の対応もスムーズに行うことができます。

※いじめ対策の「い・ろ・は」6号【参考】生徒指導対応概要報告書(例)

10号【参考】いじめの経過確認表(認知から解消まで)



でも紹介しています。ぜひ参考にしてみてください。



Q:チェックリストにチェックが付いたら大丈夫ということだな。いじめについて理解しているし、いじめアンケートもとっているから自分の学校は安心だね。

A:いじめはどの学校にでも起こりうる問題で、いじめを重大化させないことが重要です。重大事態となつた事案の多くは初めから「重大ないじめ」として現れていたわけではありません。そのため、日頃から全教職員共通理解のうえでいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいくことが大切になります。多くの学校で様々な取組をされていると思いますが、取組の意味を理解せず形だけのものとなってしまっては効果を発揮しません。今回の文科省からの調査を一つのきっかけに、自校での取組や組織体制の見直し、改善等を行うことで、全ての児童生徒にとって安全で安心な学級・学校づくりを進めていきましょう！



チェックリストを活用しながら、各学校におけるいじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応の徹底や、いじめの重大事態の未然防止を引き続き実施していく必要がある。